



# 鳥取県公報

平成15年4月15日(火)  
第7475号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	土地改良区の役員の就任 (246) (耕地課) .....	1
	土地改良区の役員の退任 (247) ( " ) .....	1
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての 適否の決定 (248) (水産課) .....	2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (249) (治山砂防課) .....	2
	災害危険区域の指定 (250) (建築課) .....	6
教委告示	定例教育委員会の招集 (13) (教育総務課) .....	10
議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況 (1) (総務課) .....	10
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (2件) (管理課) .....	11

## 告 示

### 鳥取県告示第246号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり気高町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年4月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

就任した役員の氏名及び住所

理 事 吉 村 国 雄 気高郡気高町大字富吉209

平成15年3月10日就任 任期 平成18年3月31日まで

### 鳥取県告示第247号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり四王寺土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年4月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 山本利景 倉吉市大谷534

平成15年3月31日退任

#### 鳥取県告示第248号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成15年4月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

加入区	漁業の区分
御来屋加入区	小型漁船漁業
鳥取中央夏泊加入区	小型漁船漁業

#### 鳥取県告示第249号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課並びに各地方県土整備局及び日野総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成15年4月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1(1) 名称

布勢地区急傾斜地崩壊危険区域

#### (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱24号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱24号を結んだ線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市桂見字中帆城931	1号
鳥取市布勢字大段377 - 1	2号
鳥取市布勢字大段379 - 4	3号
鳥取市布勢字大段379 - 2	4号
鳥取市布勢字大段344 - 5	5号
鳥取市布勢字大段341 - 2	6号
鳥取市布勢字大段560 - 3	7号
鳥取市布勢字大段557 - 7	8号
鳥取市布勢字大段557 - 1	9号
鳥取市布勢字大段557 - 6	10号
鳥取市布勢字河徳551 - 7	11号
鳥取市布勢字河徳338 - 2 地先道路敷	12号

鳥取市布勢字河徳337 - 3	13号
鳥取市桂見字先帆城841 - 3	14号及び15号
鳥取市桂見字先帆城845 - 3	16号
鳥取市桂見字中帆城915	17号
鳥取市桂見字中帆城917	18号
鳥取市桂見字中帆城921 - 3	19号
鳥取市桂見字中帆城922 - 3	20号
鳥取市桂見字中帆城924 - 3	21号
鳥取市桂見字中帆城925 - 5	22号
鳥取市桂見字中帆城925 - 6	23号
鳥取市桂見字中帆城928 - 3	24号

## 2(1) 名称

岩坪第二地区急傾斜地崩壊危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱15号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市岩坪字上小原338 - 1	1号
鳥取市岩坪字上小原332	2号
鳥取市岩坪字向山下モ1262	3号及び4号
鳥取市岩坪字向山下モ1270	5号
鳥取市岩坪字向山下モ1280	6号
鳥取市岩坪字向山527	7号
鳥取市岩坪字向山521	8号
鳥取市岩坪字土居東513	9号
鳥取市岩坪字土居東507 - 1	10号
鳥取市岩坪字土居東504	11号
鳥取市岩坪字土居東500	12号
鳥取市岩坪字土居東498 - 1	13号
鳥取市岩坪字土居東497	14号及び15号

## 3(1) 名称

中河原地区急傾斜地崩壊危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱12号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
岩美郡国府町大字中河原字西ヶ谷23	1号
岩美郡国府町大字中河原字西ヶ谷24	2号
岩美郡国府町大字中河原字西ヶ谷411 - 2	3号
岩美郡国府町大字中河原字源門寺谷403 - 1	4号
岩美郡国府町大字中河原字源門寺谷398 - 2	5号
岩美郡国府町大字中河原字源門寺谷397 - 2	6号及び7号
岩美郡国府町大字中河原字西ヶ谷口9 - 6	8号
岩美郡国府町大字中河原字西ヶ谷口8 - 4	9号

岩美郡国府町大字中河原字西ヶ谷口10 - 1	10号
岩美郡国府町大字中河原字西ヶ谷口11	11号
岩美郡国府町大字中河原字西ヶ谷口15 - 1	12号

## 4(1) 名称

花原地区急傾斜地崩壊危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱17号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱17号を直線で結んだ線により囲まれた区域（砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により、昭和45年建設省告示第1722号で指定された土地のうち同告示第22号に掲げる砂防指定地の区域を除く。）

土 地	標 柱
八頭郡郡家町大字花原字上ノ山475	1号
八頭郡郡家町大字花原字上ノ山474	2号
八頭郡郡家町大字花原字上ノ山473	3号
八頭郡郡家町大字花原字上ノ山470	4号
八頭郡郡家町大字花原字上ノ山465	5号から7号まで
八頭郡郡家町大字花原字村内335	8号
八頭郡郡家町大字花原字宮ノ前120 - 1	9号
八頭郡郡家町大字花原字大野159	10号
八頭郡郡家町大字花原字大ノ山383	11号から13号まで
八頭郡郡家町大字花原字大ノ山382	14号
八頭郡郡家町大字花原字向汁谷381	15号
八頭郡郡家町大字花原字村内345 - 1	16号
八頭郡郡家町大字花原字縄手186 - 4	17号

## 5(1) 名称

砂原地区急傾斜地崩壊危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱13号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡三朝町大字砂原字坂根256 - 1	1号
東伯郡三朝町大字砂原字坂根290 - 1	2号
東伯郡三朝町大字砂原字坂根290 - 2	3号から5号まで
東伯郡三朝町大字砂原字坂根263	6号
東伯郡三朝町大字砂原字社領田367 - 1	7号
東伯郡三朝町大字砂原字社領田378	8号
東伯郡三朝町大字砂原字坂根282	9号
東伯郡三朝町大字砂原字坂根283	10号
東伯郡三朝町大字砂原字坂根259 - 1	11号及び12号
東伯郡三朝町大字砂原字坂根256 - 1	13号

## 6(1) 名称

福田地区急傾斜地崩壊危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡三朝町大字福田字小和337	1号
東伯郡三朝町大字福田字小和267	2号
東伯郡三朝町大字福田字小和270	3号及び4号
東伯郡三朝町大字福田字小和274	5号
東伯郡三朝町大字福田字小和322	6号
東伯郡三朝町大字福田字小和323	7号
東伯郡三朝町大字福田字小和326	8号
東伯郡三朝町大字福田字小和334	9号
東伯郡三朝町大字福田字小和332	10号

## 7(1) 名称

八橋地区急傾斜地崩壊危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱15号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡東伯町大字八橋字南田井979 - 1	1号
東伯郡東伯町大字八橋字上勝見1045	2号
東伯郡東伯町大字八橋字上勝見1050	3号
東伯郡東伯町大字八橋字上勝見1052	4号
東伯郡東伯町大字八橋字上勝見1031	5号
東伯郡東伯町大字八橋字上勝見1030	6号
東伯郡東伯町大字八橋字上勝見1014 - 1	7号
東伯郡東伯町大字八橋字上勝見1023	8号
東伯郡東伯町大字八橋字下勝見991	9号及び10号
東伯郡東伯町大字八橋字下勝見993 - 5	11号
東伯郡東伯町大字八橋字南田井958 - 1	12号
東伯郡東伯町大字八橋字南田井975	13号
東伯郡東伯町大字八橋字南田井981 - 7	14号
東伯郡東伯町大字八橋字南田井978 - 6	15号

## 8(1) 名称

陰田第二地区急傾斜地崩壊危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
米子市陰田町26	1号
米子市陰田町25	2号
米子市陰田町31	3号から5号まで
米子市陰田町29	6号から9号まで
米子市陰田町28	10号

## 9(1) 名称

大滝地区急傾斜地崩壊危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
日野郡溝口町大瀧字元村屋敷248	1号
日野郡溝口町大瀧字元村屋敷244 - 2	2号
日野郡溝口町大瀧字西上山587	3号
日野郡溝口町大瀧字西上山595	4号
日野郡溝口町大瀧字西上山600	5号
日野郡溝口町大瀧字上ノ山605 - 3	6号
日野郡溝口町大瀧字宮ノ上153 - 2	7号
日野郡溝口町大瀧字宮ノ前294 - 5	8号
日野郡溝口町大瀧字宮ノ前289 - 3	9号
日野郡溝口町大瀧字元村屋敷246	10号

#### 鳥取県告示第250号

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部建築課並びに鳥取地方県土整備局、倉吉地方県土整備局及び米子地方県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成15年4月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1(1) 名称

布勢地区災害危険区域

#### (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱24号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱24号を結んだ線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市桂見字中帆城931	1号
鳥取市布勢字大段377 - 1	2号
鳥取市布勢字大段379 - 4	3号
鳥取市布勢字大段379 - 2	4号
鳥取市布勢字大段344 - 5	5号
鳥取市布勢字大段341 - 2	6号
鳥取市布勢字大段560 - 3	7号
鳥取市布勢字大段557 - 7	8号
鳥取市布勢字大段557 - 1	9号
鳥取市布勢字大段557 - 6	10号
鳥取市布勢字河徳551 - 7	11号
鳥取市布勢字河徳338 - 2 地先道路敷	12号
鳥取市布勢字河徳337 - 3	13号
鳥取市桂見字先帆城841 - 3	14号及び15号
鳥取市桂見字先帆城845 - 3	16号

鳥取市桂見字中帆城915	17号
鳥取市桂見字中帆城917	18号
鳥取市桂見字中帆城921 - 3	19号
鳥取市桂見字中帆城922 - 3	20号
鳥取市桂見字中帆城924 - 3	21号
鳥取市桂見字中帆城925 - 5	22号
鳥取市桂見字中帆城925 - 6	23号
鳥取市桂見字中帆城928 - 3	24号

## 2(1) 名称

岩坪第二地区災害危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱15号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市岩坪字上小原338 - 1	1号
鳥取市岩坪字上小原332	2号
鳥取市岩坪字向山下モ1262	3号及び4号
鳥取市岩坪字向山下モ1270	5号
鳥取市岩坪字向山下モ1280	6号
鳥取市岩坪字向山527	7号
鳥取市岩坪字向山521	8号
鳥取市岩坪字土居東513	9号
鳥取市岩坪字土居東507 - 1	10号
鳥取市岩坪字土居東504	11号
鳥取市岩坪字土居東500	12号
鳥取市岩坪字土居東498 - 1	13号
鳥取市岩坪字土居東497	14号及び15号

## 3(1) 名称

中河原地区災害危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱12号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
岩美郡国府町大字中河原字西ヶ谷23	1号
岩美郡国府町大字中河原字西ヶ谷24	2号
岩美郡国府町大字中河原字西ヶ谷411 - 2	3号
岩美郡国府町大字中河原字源門寺谷403 - 1	4号
岩美郡国府町大字中河原字源門寺谷398 - 2	5号
岩美郡国府町大字中河原字源門寺谷397 - 2	6号及び7号
岩美郡国府町大字中河原字西ヶ谷口9 - 6	8号
岩美郡国府町大字中河原字西ヶ谷口8 - 4	9号
岩美郡国府町大字中河原字西ヶ谷口10 - 1	10号
岩美郡国府町大字中河原字西ヶ谷口11	11号
岩美郡国府町大字中河原字西ヶ谷口15 - 1	12号

## 4(1) 名称

花原地区災害危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱17号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱17号を直線で結んだ線により囲まれた区域（砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により、昭和45年建設省告示第1722号で指定された土地のうち同告示第22号に掲げる砂防指定地の区域を除く。）

土 地	標 柱
八頭郡郡家町大字花原字上ノ山475	1号
八頭郡郡家町大字花原字上ノ山474	2号
八頭郡郡家町大字花原字上ノ山473	3号
八頭郡郡家町大字花原字上ノ山470	4号
八頭郡郡家町大字花原字上ノ山465	5号から7号まで
八頭郡郡家町大字花原字村内335	8号
八頭郡郡家町大字花原字宮ノ前120 - 1	9号
八頭郡郡家町大字花原字大野159	10号
八頭郡郡家町大字花原字大ノ山383	11号から13号まで
八頭郡郡家町大字花原字大ノ山382	14号
八頭郡郡家町大字花原字向汁谷381	15号
八頭郡郡家町大字花原字村内345 - 1	16号
八頭郡郡家町大字花原字縄手186 - 4	17号

## 5(1) 名称

砂原地区災害危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱13号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡三朝町大字砂原字坂根256 - 1	1号
東伯郡三朝町大字砂原字坂根290 - 1	2号
東伯郡三朝町大字砂原字坂根290 - 2	3号から5号まで
東伯郡三朝町大字砂原字坂根263	6号
東伯郡三朝町大字砂原字社領田367 - 1	7号
東伯郡三朝町大字砂原字社領田378	8号
東伯郡三朝町大字砂原字坂根282	9号
東伯郡三朝町大字砂原字坂根283	10号
東伯郡三朝町大字砂原字坂根259 - 1	11号及び12号
東伯郡三朝町大字砂原字坂根256 - 1	13号

## 6(1) 名称

福田地区災害危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡三朝町大字福田字小和337	1号
東伯郡三朝町大字福田字小和267	2号

東伯郡三朝町大字福田字小和270	3号及び4号
東伯郡三朝町大字福田字小和274	5号
東伯郡三朝町大字福田字小和322	6号
東伯郡三朝町大字福田字小和323	7号
東伯郡三朝町大字福田字小和326	8号
東伯郡三朝町大字福田字小和334	9号
東伯郡三朝町大字福田字小和332	10号

## 7(1) 名称

八橋地区災害危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱15号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡東伯町大字八橋字南田井979 - 1	1号
東伯郡東伯町大字八橋字上勝見1045	2号
東伯郡東伯町大字八橋字上勝見1050	3号
東伯郡東伯町大字八橋字上勝見1052	4号
東伯郡東伯町大字八橋字上勝見1031	5号
東伯郡東伯町大字八橋字上勝見1030	6号
東伯郡東伯町大字八橋字上勝見1014 - 1	7号
東伯郡東伯町大字八橋字上勝見1023	8号
東伯郡東伯町大字八橋字下勝見991	9号及び10号
東伯郡東伯町大字八橋字下勝見993 - 5	11号
東伯郡東伯町大字八橋字南田井958 - 1	12号
東伯郡東伯町大字八橋字南田井975	13号
東伯郡東伯町大字八橋字南田井981 - 7	14号
東伯郡東伯町大字八橋字南田井978 - 6	15号

## 8(1) 名称

陰田第二地区地区災害危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
米子市陰田町26	1号
米子市陰田町25	2号
米子市陰田町31	3号から5号まで
米子市陰田町29	6号から9号まで
米子市陰田町28	10号

## 9(1) 名称

大滝地区災害危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
-----	-----

日野郡溝口町大瀧字元村屋敷248	1号
日野郡溝口町大瀧字元村屋敷244 - 2	2号
日野郡溝口町大瀧字西上山587	3号
日野郡溝口町大瀧字西上山595	4号
日野郡溝口町大瀧字西上山600	5号
日野郡溝口町大瀧字上ノ山605 - 3	6号
日野郡溝口町大瀧字宮ノ上153 - 2	7号
日野郡溝口町大瀧字宮ノ前294 - 5	8号
日野郡溝口町大瀧字宮ノ前289 - 3	9号
日野郡溝口町大瀧字元村屋敷246	10号

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第13号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成15年4月15日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

- 1 日時 平成15年4月17日(木) 午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成15年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について
  - (2) その他

## 議 会 告 示

### 鳥取県議会告示第1号

鳥取県議会情報公開条例(平成12年鳥取県条例第59号)第18条の規定により、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成15年4月15日

鳥取県議会議長 石 黒 豊

#### 1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況					
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ
2件		1件			1件	

注 一部開示は、個人の取引金融機関名及び口座番号を除き開示したものである。

## 2 異議申立ての件数及び処理状況

該当なし

# 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年4月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般国道313号（北条倉吉道路）道路改良工事（28工区）

(2) 工事場所 東伯郡北条町北尾

(3) 工事内容

本件工事は、一般国道313号（北条倉吉道路）の地盤改良工事である。

(4) 工事の規模、構造等

施工延長 56.5m

幅員 20.5m（車道幅員7.0m）

道路土工 3,839<sup>m</sup>

変位低減型深層混合処理工 143本

静的締固め砂杭 383本

サンドマット工 2,481<sup>m</sup>

(5) 工 期 着工の日から260日間

(6) 予定価格 173,287,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成13年鳥取県告示第291号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

(4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における土木一式工事の総合評点が、1,200点以上であること。

(5) 平成15年4月15日（火）から同月24日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成15年4月1日（火）から同月24日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

- (7) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している深層混合処理工法及び締固め砂杭（サンドコンパクション）工法による地盤改良工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。
- (8) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
- ア 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、当該共同企業体の代表者の技術者等として施工管理したものに限る。
- イ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
- ウ 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、(8)に掲げる監理技術者に加え、(8)のイ及びウに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置してできること。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年4月15日（火）から同月24日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

#### ア 交付期間及び時間

平成15年4月15日（火）から同月24日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

#### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

#### ア 提出期間及び時間

(1)のイと同じ。

#### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

#### ウ 提出方法

持参すること。

#### (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

### 4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されると

は限らない。

- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年4月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 工事の概要

- (1) 工 事 名 一般国道313号（北条倉吉道路）道路改良工事（32工区）
- (2) 工事場所 東伯郡北条町弓原
- (3) 工事内容  
本件工事は、一般国道313号（北条倉吉道路）の地盤改良工事である。
- (4) 工事の規模、構造等  
施工延長 90.0m  
幅員 20.5m（車道幅員7.0m）  
道路土工 2,828 m<sup>3</sup>  
変位低減型深層混合処理工 132本  
静的締固め砂杭 572本
- (5) 工 期 着工の日から255日間
- (6) 予定価格 157,878,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成13年鳥取県告示第291号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。
- (4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における土木一式工事の総合評点が、1,200点以上であること。
- (5) 平成15年4月15日（火）から同月24日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (6) 平成14年4月1日(火)から同月24日(木)までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (7) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している深層混合処理工法及び締固め砂杭(サンドコンパクション)工法による地盤改良工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。
- (8) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
- ア 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、当該共同企業体の代表者の技術者等として施工管理したものに限る。
- イ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
- ウ 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、(8)に掲げる監理技術者に加え、(8)のイ及びウに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置してできること。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年4月15日(火)から同月24日(木)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

##### ア 交付期間及び時間

平成15年4月15日(火)から同月24日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

##### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内)
米子市菟町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

##### ア 提出期間及び時間

(1)のイと同じ。

##### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

##### ウ 提出方法

持参すること。

#### (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

## 4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とすることがある。

